平成２１年（フ）第１３４８号
京都市右京区山ノ内養老町15番地の３
債務者　河南　豊子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５６号
京都市南区西九条南田町１番地の３　九条公団702号
債務者　細川　鉄字
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４９４号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目７番２―301号、前住所兵庫県尼崎市潮江１丁目４番３―707号
債務者　このえ松本こと　松本　善三（旧姓近木）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６４３号
兵庫県西宮市津門大箇町７番24号、前住所兵庫県西宮市津門大箇町２番10―501号
債務者　細井　末昭
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６４４号
兵庫県西宮市津門大箇町７番24号、前住所兵庫県西宮市津門大箇町２番10―501号
債務者　細井　良子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６４５号
兵庫県西宮市津門大箇町７番24号、前住所兵庫県西宮市津門大箇町２番10―501号
債務者　細井　輝昭
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６５３号
兵庫県尼崎市東大物町２丁目５番21号
債務者　近藤　節夫
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６６２号
兵庫県西宮市中須佐町９番７―903号
債務者　ヴァカルサボラ美喜世（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６７０号
兵庫県西宮市大谷町11番35―628号
債務者　杉本　知代
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６７４号
兵庫県西宮市平木町３番７―306号
債務者　成清　　充
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６９０号
兵庫県尼崎市西立花町１丁目３番９号　高嶋文化２Ｆ
債務者　佐伯　昌喜
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２０６号
鳥取県鳥取市足山160番地の２
債務者　西口　紋加
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１４号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住４―６、旧住所鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住Ｄ―13の56号
債務者　藤森　　勉
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０１号
愛媛県松山市津吉町280番地
債務者　田中　啓悟
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３２９号
福岡県小郡市大保1429番地２　森山荘202号
債務者　大平みどり（旧姓西・岡）
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１８１号
沖縄県糸満市字兼城749番地の１　カスティージョ兼城101号室
債務者　邊野喜美鶴
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２１６号
沖縄県那覇市首里末吉町３丁目12番地　末吉市営住宅３―202
債務者　東迎　操希
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部